

神戸市イノベーション拠点立地促進事業補助金【選定方法・選定基準等】

(1) 選定方法

- ・ 提案事業者には、事前に提出いただいた応募書類をもとに、市が設置する審査会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・ 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。なお、参加申請者が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、応募書類等を基に審査を行う。
- ・ 提出された応募書類等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、5割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。
- ・ 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。
- ・ 選定の結果は、各応募事業者に対して事務局から通知します。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。

(2) 選定基準

① 算出方法について

事業者選定委員会で審査される内容点で算出する。

② 内容点

内容点は、100点満点とし、下記「評価項目」においてそれぞれの採点基準に基づき審査を行う。

③ 提案内容の優劣に応じて、段階的に点数を付与し、各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「コミュニティ形成機能」における各選定委員の点数の合計が最も高い事業者を上位とします。

・ 評価項目

評価項目	採点基準	配点
(1) 物理的機能	ワーキングスペースとしての機能(ネットワーク環境、会議室、交流スペース、スモールオフィス等)があるか。	20点
(2) スタートアップの成長支援機能	スタートアップのビジネス活動・成長拡大を支援するプログラム・イベント等の開催計画となっているか。	20点
(3) コミュニティ形成機能	コミュニティ形成のためのプログラム・イベント等の開催計画となっているか。	20点
(4) オープンイノベーション推進活動機能	地場企業や大学との連携によるイノベーション創出計画となっているか。	20点
(5) 地域経済活性化への波及効果	①事業実現による地域への経済波及効果やイメージの向上が期待できるか。 ②新たな需要や雇用の創出効果が期待できるか。	10点
(6) 情報発信機能	独自HP・SNS等の有無、他団体とのネットワーク、広報戦略等があるか。	10点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対し企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- ⑥ 応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき